

グループC

私たちが考える 最高の憲法

生存権・ウェルネス

尊厳・安全

公正な刑事司法

環境・将来世代

憲

4つの基本権

生存権の中にまとめるのではなく、
4つの独立した基本権として考えます。

生存権

健康で文化的な生活
ウェルネスの追求
条件への公平なアクセス

一人ひとりの尊重 安心の保証

子どもの安全・権利の保障
自分らしく生きる権利
能力・努力の尊重される社会

公正な刑事司法

無実の人を処罰しない
防御権・証拠開示
被害者意見陳述
二重の危険の禁止

環境・将来世代

住宅・環境への権利
将来までの共有資源設定
環境破壊の防止、保全

ウェルネスの解釈の違い

「幸福そのもの」ではなく、
幸福を追求できる条件を制定する。

日本国憲法 1947年

- 13条 個人の尊重・幸福追求
- 25条（生存権） 最低限度の生活
- △ ウェルネスを支える具体的条件は、一つの権利として明記されていない

比較

ポルトガル憲法 1976年

- ✓ 健康への権利
- ✓ 住宅への権利
- ✓ 良好な環境への権利
- より良く生きるための条件を個別に明記

1960～70年代:カウンターカルチャー運動の中で概念が根付く

ウェルネス追求権

生存権の発展

すべての人は、自らの意思と選択に基づき、ウェルネスを追求する権利を有する。国は、医療、住居、教育、適切な労働環境、社会参加および良好な環境への公平なアクセスを保障しなければならない。国は、特定の価値観や生活様式を個人に強制してはならない。

保障するのは幸福そのものではなく、
自分で幸福を追求できる「条件」

医療

住居

選択

公平

一人ひとりの尊重・安心の保証

その人らしく生きる

私たちは、誰もがかけがえのない存在であり、尊重されるべきだと思います。

すべての人が、自分の気持ちや考えを大切にしながら
安心して自分らしく生きられる社会をつくれます。
子どもや弱い立場にある人の命と安全を最優先に守り
いじめや虐待、あらゆる暴力や差別を許さない。
一人ひとりの「できること」や「頑張りたい気持ち」を信じて
支え合い、共に成長できる社会を目指します。

権利は住む場所や立場に関係なく、
全ての人に平等に保証される

子ども

安全

尊重

自分らしさ

公正な刑事司法を受ける権利

無実と被害者の双方を守る

第37条4項 適正手続および防御権、証拠開示を受ける権利、弁護人の権限保障 何人も、適正な手続によらず、合理的な証拠なくして処罰されない。被疑者および被告人は、十分な防御の機会および必要な証拠の開示を受ける権利を有する。弁護人は、捜査又は公判及びその他の職務において、捜査機関と同等の権限を有する。

第31条の2 犯罪被害者意見陳述等の保障 捜査および公判においては、犯罪被害者の意見陳述、必要な支援および罪を犯した者の再犯防止を保障しなければならない。

第39条2項 二重の危険の禁止 検察官は、事件が罪とならない又は犯罪の立証が不十分として言い渡された無罪判決に対して、上訴をすることができない。

被疑者・被告人と犯罪被害者、
双方の権利を公正に守る。

防御権

証拠開示

被害者

再発防止

環境・将来世代の権利

未来へ引き継ぐ責任

全ての人は、安全な住宅と良好な環境を享受する権利を有する。

国および地方公共団体は、水源、大気、海洋、土地その他に、特定の者に独占されず、全ての国民が享受できる共有部分を設ける義務を有する。国および地方公共団体は、この共有部分の環境が将来に渡り、保全、向上されるよう保護する義務を有する。国および地方公共団体は、国内の自然環境全てを、人の健康および生活に必要と認められる、科学的観察に基づく水準で保護し、環境破壊を防止しなければならない。

この条文に定める内容が適切に実行される事を確認するため、政府外の監査機関が設置され、市民による判断で政府に助言と請求を行える。

住宅

環境

共有資源

将来世代